

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	10 件

京都国民年金 事案 1517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から47年3月まで

昭和42年11月にA市に転居後、義妹に勧められたので、43年ごろに国民年金に加入し、その際、それまでの空白期間を埋めておいたほうが良いと言われたので、さかのぼって国民年金保険料を納付し、加入後は、毎月、集金で保険料を納付していた。申立期間が未納であることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、A市では、国民年金に加入した場合、さかのぼって納付可能な過年度保険料について納付書を作成し、納付勧奨を行うのが通例であった上、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の夫については、当該期間の保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、当該期間についても保険料が納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和39年2月から45年3月までについて、申立人は、A市に転居後、43年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、上記のとおり、申立人は、昭和47年6月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、申立人からは、この時点で特例納付したとの主張は無く、申立人の夫も、当該期間は厚生年金保険加入期間及び国民年金保険料の未納期間である。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私の国民年金は、「初めて被保険者になった日」が国民年金保険料を母親が納付し始めた時期と思う。特に、申立期間②の保険料については、未納は有り得ないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間前後において、国民年金保険料は納付済みであり、転居も無く、生活状況に大きな変化が無かったとしていることから、申立期間の保険料が納付されたものとみても不自然ではない。

また、特殊台帳では、昭和52年度の納付記録の照合欄に、A市から年度単位で報告された検認報告を確認したことを示す照合印が無いまま、未納と記録されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性もうかがわれる。

一方、申立期間①については、申立人は、「初めて被保険者になった日」である昭和36年4月1日から国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和41年12月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入したと推認される上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人又はその母親が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人は、所持する年金手帳に「初めて被保険者になった日」が昭和 36 年 4 月 1 日となっていることを申立期間の国民年金保険料を納付した根拠としているが、これは保険料の納付を示すものではなく、国民年金制度の発足とともに、この日が申立人の国民年金被保険者資格の取得日となったことを示すものである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年3月まで

私は、会社を退職したので、昭和39年ごろ区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、集金人に夫の保険料と一緒に納付し、国民年金手帳に印を押してもらっていた。保険料額は、100円ぐらいだったと思う。申立期間が未納とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月以降、国民年金加入期間について、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付し、平成5年4月からは付加保険料も併せて納付していることが確認できる上、申立人が、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫についても、昭和37年4月以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、40年11月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該期間の保険料は現年度保険料として納付が可能である上、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫については、40年4月から同年12月までの保険料を同年同月22日に現年度納付するとともに、41年1月から同年3月までについても、同年同月28日に現年度納付している

ことが、申立人の夫が所持している国民年金手帳の検認印の日付から確認できることを踏まえると、申立人は、当該期間の保険料を申立人の夫の保険料と一緒に納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和39年2月から40年3月までについて、申立人は、その夫の国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が、国民年金の加入手続を行った上記の時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには過年度保険料となるが、国庫金である過年度保険料は集金人に納付することができないことから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた。国民年金の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和39年4月以降、国民年金加入期間について、申立期間②を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付し、54年4月からは付加保険料も納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②については、前後の国民年金保険料が納付済みである上、申立人は、住所や生活状況に変化は無かったとしていることから、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年7月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるものの、保険料の納付について、申立人は、集

金人に納付を催促されたが、しばらくは納付しなかったとも述べている上、A市の集金人制度は37年9月から開始されていることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、国民年金被保険者資格の取得日が、昭和36年4月1日であることを国民年金保険料を納付した根拠としているが、これは、保険料納付の事実を示すものではなく、国民年金制度の発足に伴い、同日に申立人が、国民年金被保険者の資格を取得したことを示すものである。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から42年3月まで

私は、昭和40年6月に結婚して、義父母とA市B区で同居していた際、義母から国民年金の加入を勧められ、区役所で国民年金の加入手続きを行い、私が夫の分と一緒に納付していたことを覚えている。私の分だけが未納となっていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について60歳まで国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険との切替えも適切に行っていることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号管理簿により確認できることから、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、A市では、国民年金に加入した場合、現年度保険料を収納するとともに、過年度保険料についても納付勧奨することが通例であった上、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫については、申立期間は納付済みであることから、申立人は、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月及び同年2月、同年5月から39年3月までの期間、40年8月から同年11月までの期間、41年10月から45年1月までの期間並びに53年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月及び同年2月
② 昭和37年5月から39年3月まで
③ 昭和40年8月から同年11月まで
④ 昭和41年10月から45年1月まで
⑤ 昭和53年3月及び同年4月

私は、昭和42年に結婚し、妻については43年2月に厚生年金保険から国民年金に切り替え、その後、国民年金保険料をすべて納付しているのに、私に未納期間が有るのは考えられない。申立期間については母親や妻が保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年に婚姻し、申立人の妻については、国民年金保険料をすべて納付しているので、申立期間が未納になっているのは考えられないと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成5年8月ごろに払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立期間の国民年金被保険者記録は、同年9月6日に厚生年金保険被保険者資格の得喪日に合わせて追加登録されていることが確認できることから、その時点までは、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できな

かったものとみるのが相当である。

また、申立人の母親又は、その妻若しくは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの期間及び同年 9 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月まで
② 昭和 39 年 9 月から 40 年 3 月まで

私の国民年金については、母親が昭和 36 年 6 月ごろ加入手続を行い、自身の国民年金保険料と一緒に私と姉の分を納付してくれたので、納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和 36 年 6 月ごろ国民年金の加入手続を行うとともに、申立人とその姉についても一緒に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、申立人の姉と連番で昭和 41 年 2 月に払い出されていることが確認できることから、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人と国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の姉も、国民年金保険料の納付開始時期は、申立人と同様、昭和 40 年 4 月からであり、申立期間は未納であり、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 2 月まで

私は、退職や住所変更するごとに国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間についても再加入手続を行ったので、保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険被保険者資格（昭和 58 年 11 月 10 日から 59 年 4 月 4 日まで）の喪失に伴い、国民年金に加入するには、改めて再加入手続を行い、資格を取得する必要があるが、A 市が国民年金の加入状況等を記録している B 区の国民年金収滞納リストにおいて「資格喪失」と記載されており、同市では申立人を国民年金被保険者として管理していなかったことが確認でき、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人は、申立期間において A 市 C 区に転居していたとも主張しているが、申立人が所持する年金手帳の住所欄には同区における住所の記載は無い上、同区の国民年金収滞納リストにおいても「登載なし」と記載されている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、婚姻前の

氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人が所持する年金手帳には、申立期間の国民年金被保険者資格（昭和 59 年 4 月 4 日から 62 年 3 月 21 日）が記載されているが、これは、国民年金保険料の納付の事実を示すものでなく、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、平成元年 4 月に国民年金に再加入した際に記入されたものと推認され、その時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から13年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から13年9月まで
私は、60歳から65歳まで高齢任意加入し続けるつもりで、付加保険料を含め国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳から国民年金に高齢任意加入し、65歳まで国民年金保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立人が、平成8年10月28日に国民年金に任意加入した資格を、11年12月10日に喪失した旨の記載が有る上、A市が国民年金の加入状況等の記録を保管している国民年金収滞納リストにおいても、同日に資格喪失していることが確認でき、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 7 月から厚生年金保険の被保険者になったので、前納していた昭和 58 年度分のうち、申立期間の国民年金保険料が重複納付となったため、還付請求を行った。社会保険事務所（当時）からは、平成 21 年 3 月 26 日付け文書で既に昭和 59 年 3 月 5 日に還付済みとの回答があったが、私の日記では、そのころ還付通知書が届いていることは記述しているが、私は還付金を受け取った記憶はない。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前納していた昭和 58 年度分の国民年金保険料のうち、申立期間の保険料が重複納付となり、還付請求を行ったが、還付金を受け取った記憶はないと主張している。

しかしながら、申立人の日記には、昭和 59 年 3 月 7 日に「年金還付の通知」との記載が有る上、還付整理簿及び特殊台帳には、申立期間の前納保険料について還付金額(51,550)が、還付決定日(59. 2. 3)及び還付支払日(59. 3. 5)とともに記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立期間の保険料還付の事実を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から46年3月まで

私は、申立期間当時は、家業を手伝っていたが小遣い程度しかもらっていなかったため、国民健康保険や国民年金については、父親が集金人に保険料を支払ってくれていた。昭和46年5月に結婚した際、父親から、20歳から国民年金保険料は納付しているので、今後は、自分で保険料を納めるようにと言われたことを覚えている。父親は亡くなり、領収書も残っていないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出される必要が有るが、同手帳記号番号は、婚姻後の昭和46年6月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月まで

当時、個人で事業を営んでおり、従業員も何人か雇っていたこともあって、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については、労務管理事務所に任せていたが、申立期間の保険料は、全額納付しているはずである。申立期間が未納であることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 1 月に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間の一部は既に時効により保険料が納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、A市の保管する国民年金被保険者名簿でも、昭和 38 年 1 月から 39 年 9 月までは「時効」の押印が有ることが確認でき、このことは、特殊台帳及びオンライン記録とも一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が

払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 41 年 3 月まで

私は、申立期間当時、住み込みで働いていた際、雇用主に勧められ、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料については、集金人に毎月納付していた。申立期間が未納となっているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、住み込みで働いていた際、雇用主に勧められ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 3 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持している国民年金手帳は、41 年 11 月 15 日に発行されていることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、国庫金である過年度保険料を集金人に納付することはできず、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から52年3月まで

私は、昭和47年11月ごろ、区役所で婚姻届を提出した際、夫婦一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料は、集金人に国民健康保険料と一緒に納付した。申立期間については、納付しているはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月ごろ、夫婦一緒に国民年金に加入し、集金人に国民健康保険料と一緒に国民年金保険料も納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、国民年金と国民健康保険とは制度が異なる上、A市B区では、同一集金人が国民年金保険料と国民健康保険料と一緒に収納することは無かったことが確認されていることから、申立内容は不自然である。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏

名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から52年3月まで

私は結婚後、昭和47年11月ごろ、区役所で厚生年金保険を国民年金に切り替えた。国民年金保険料は、集金人に国民健康保険料と一緒に納付した。申立期間については、納付しているはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月ごろ、夫婦一緒に国民年金に加入し、集金人に国民健康保険料と一緒に国民年金保険料も納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人夫婦は、このころに国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、国民年金と国民健康保険とは制度が異なる上、A市B区では、同一集金人が国民年金保険料と国民健康保険料と一緒に収納することは無かったことが確認されていることから、申立内容は不自然である。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚

姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。